

第 10 次草津市交通安全計画策定方針（案）

1 目的

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定され、この法律に基づき、第 1 次草津市交通安全計画を策定して以来、これまで 9 次にわたり交通安全計画を策定し、計画に沿って各種施策を進めてきた。

平成 28 年 3 月 11 日に国の中央交通安全対策会議で交通安全基本計画が策定され、これを受けて、滋賀県では平成 28 年 7 月に第 10 次滋賀県交通安全計画が策定されたところであり、さらにこれを受けて、草津市での交通安全に関する施策の大綱を定めた「第 10 次草津市交通安全計画」を策定する。

2 策定期間

平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間

3 主な内容

（1）道路交通の安全に対する重点的視点

- I 高齢者および子どもの安全確保
- II 歩行者および自転車の安全確保
- III 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

（2）道路交通の安全に対する重点施策

- ・ 道路交通環境の整備
- ・ 交通安全思想の普及徹底
- ・ 安全運転の確保
- ・ 車両の安全性の確保
- ・ 道路交通秩序の維持
- ・ 救助・救急活動の充実
- ・ 被害者支援の充実と推進

4 計画策定の体制

草津市交通安全対策会議（昭和 45 年 12 月 24 日条例第 48 号）

（会長）市長 （委員）国、県、警察、教育長、湖南広域消防局長、関係部長

5 計画策定スケジュール

別紙のとおり